

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	8	担当課	土木管理課
法令名	砂利採取法	根拠条項	3	許認可等の内容	砂利採取業者の登録
<p>(登録)</p> <p>第3条 砂利採取業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第6条 都道府県知事は、第3条の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第4条第1項の申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者</p> <p>二 第12条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者</p> <p>三 第3条の登録を受けた者（以下「砂利採取業者」という。）であつて法人であるものが第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその砂利採取業者の業務を行う役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの</p> <p>四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（第七号において「暴力団員等」という。）</p> <p>五 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>六 その事務所ごとに、次に掲げる者であつて第一号から第四号までに該当しないものを業務主任者として置いていない者</p> <p>イ 砂利採取業務主任者試験（以下「業務主任者試験」という。）に合格した者</p> <p>ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると都道府県知事が認定した者</p> <p>七 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>					